

## 目次

第1章 計画策定の経緯と目的	...	1
1-1 計画策定の経緯と目的	...	1
1-2 計画区域の設定	...	1
1-3 有識者懇談会の設置、計画策定の経過	...	7
1-4 他の計画との関係	...	7
1-5 計画の実施と見直し	...	7
第2章 史跡の概要	...	8
2-1 史跡指定の経過	...	8
2-2 史跡の周辺環境	...	10
(1)自然的環境	...	10
(2)社会的環境	...	10
(3)文化財	...	13
2-3 史跡を取り巻く歴史の変遷	...	14
(1)開拓使以前の北海道	...	14
(2)開拓使の設置と札幌本府(石狩国本府)の建設	...	18
(3)開拓使10年計画と北海道開拓の推進	...	23
(4)北海道庁の設置と殖民政策	...	33
2-4 史跡を構成する遺構等の特色	...	39
(1)開拓使札幌本庁本庁舎跡	...	39
(2)旧北海道庁本庁舎(赤れんが庁舎)	...	46
(3)史跡指定区域外の諸要素	...	51
第3章 史跡の本質的価値	...	57
3-1 歴史的価値	...	57
(1)北海道の開拓の歴史における価値	...	57
(2)建築史的価値	...	57
3-2 景観的価値	...	58
3-3 社会的・経済的価値	...	58
第4章 史跡の保存活用における課題	...	59
4-1 北海道の開拓において果たした役割の周知と理解の向上	...	59
4-2 開拓使札幌本庁本庁舎跡及び旧北海道庁本庁舎(赤れんが庁舎)の保存	...	59
4-3 北海道を代表する観光地としての空間の活用と史跡の保存との調和	...	59

第 5 章 大綱と基本方針	…	60
5-1 大綱 目指す将来像	…	60
5-2 保存の方針	…	60
5-3 活用の方針	…	60
5-4 整備の方針	…	60
5-5 運営・体制の方針	…	60
第 6 章 保存の方向性と方法	…	61
6-1 保存及び保全の方向性と方法	…	61
6-2 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱い基準	…	61
(1)現状変更を認めない行為	…	62
(2)現状変更許可申請を許容する行為	…	62
(3)現状変更許可を要しない行為(保存区域 A・B 共通)	…	63
(4)保全区域及び整備区域における行為の取扱い基準	…	65
第 7 章 活用の方向性と方法	…	66
7-1 活用の方向性と方法1 明治期の北海道開拓に果たした役割の周知、理解の向上	…	66
7-2 活用の方向性と方法2 重要文化財建造物の貴重性を活かした幅広い活用と史跡の保存との調和	…	66
第 8 章 整備の方向性と方法	…	68
第 9 章 運営の体制	…	71
9-1 開拓使札幌本庁本庁舎跡	…	71
9-2 旧北海道庁本庁舎(赤れんが庁舎)	…	71
9-3 道庁前庭など史跡の周囲	…	71
第 10 章 施策の実施	…	73
第 11 章 経過観察	…	74
出典、参考文献等	…	75